



原田考幸氏が中央委員を辞任し、新たに執行部が但木嘉宣氏（5354）を選任した事が報告され、その後、菊池委員長より任命書が手渡されました。

鈴木議長より「2016年春闘の妥結・調印」「解決金の分配方法」についての採決が行われ、満場一致で承認されました。

●春闌バツチはいつ外すのですか？（5532）
藤田氏）
（執行部）中央委員が承認し妥結が決定したら
外して下さい。

(執行部) その場合は1日分の有給休暇は認められません。給料の計算上、時間賃金の為ハンドル時間1~4時間の半分で7時間となつています。この要求は、稼働率を上げることも目的の一つであります。後半の半日だけでも乗務することができるという事で経営側が認めた経緯もあり、あくまでも病気での早退や家族の急用(証明書が必要での使用となりますので、乱用しないように注意して下さい) ●天災での遅延は証明書を提出すれば時間カットされませんが、自家用車での通勤で運れた場合、証明書がないのでどうなりますか? (5-1-5-1 神村氏)

記

1. 2016年賃金要求について

2013年10月30日付で貴労組より「頑張った者が報われる」という賃金体系を作り、「未収金手数料5%の撤廃」を含む「賃金改定」と「賞与改定」をおこないました。

- ① 能率給の「足りり」を「減額=枚済」する事は、改定した「頑張った者」が報われるとするという基本趣旨に反し、元の給料体系へ戻る考え方です。また、残業時の懲罰を減額することは、現状で年間の原資を確保できません。導入するなら、給料体系全般の見直しが必要となります。

② 賞与部門の要求について、昨年春闇で“頑張った者”への手当での増額と新たなるランクを設け、要求に応えています

2. 労働補償の要求について

- ① 定額運賃は、それぞれ認可された地区別運賃であり、給料計算の基となります。
特に利用頻度の多い羽田定額は、首都高・山手トンネルの開通に伴い、労働に見合った額に修正されております。現行通りでお願いします。
 - ② 現在、月間30万件近い無線配車がある中で、IPC無線化しても電波状況の悪い不感地帯は存在します。また、新規の顧客を増やしていく中で、操作の誤りやどの機器の不具合なのかを判別することは不可能で、その空転すべてについて補償することは困難です。現行通りでお願いします。
 - ③ 修理、新車代替時、車検時の手当は継続審議として前向きに検討します。
 - ④ 病気や家族の急用での早退には、要求どおり1日分の有給休暇の使用を認めます。但し、IPCカードの入出時間が7時間以内で、次出番に早退理由の証明書を添付した届出を提出した場合のみ認めるものとします。
 - ⑤ 現行も天災で公共交通機関の遅れによる出勤は、遅延証明書の提出をもって基本給のカットは行っておりません。

3. 高速道路帰路料金の会社負担の要求について

- ① 首都高速の帰路会社負担は、営業圏内まで負担しています。現行通りでお願いします。
 - ② 外郭環状線の帰路会社負担は、必要箇所について既に会社負担となっております。現行通りでお願いします。
 - ③ 地中道の帰路会社負担についても、現状困難であります。

4. 3名以下スタンダードの4輪装着の要請について(12月~3月)

降雪時は、希望者に4輪装着できるように準備しております。しかし、全車シーズン4輪装着は、ランニングコストの問題と消防法の規制下保管場所の問題が残ります。引き続き冬季の安全対策として検討を続けて参ります。

5. 「一律3割の減車」要求について

準特定地域に指定されており、地域協議会の動向をみて慎重に対応します。

6. その他

本年度に確保された利益に対する最大限の回答として、7,695,000 円を解決一時金として支払うこととします

東山文庫

四

2016年2月18日付、黄秀祖より2016年春開要求書が提出され、以降幾度か交渉を経た結果となりました。

さて、上回の経済情況は、主として長期的でないものの牌印を以て、一時的ではあるが金融政策を用いてきたことなりました。政府の景気回復政策が市場に浸透せず、政策自体が一大失敗して、其底堅い「復興」が中国に付帯の崩壊。ソーラー子会社問題は更に国民感情を惹き、復興の大きな懸念の象徴となる日本企画清和銀行の影響を深め、地元の恐慌といいます。難波の東京モリーテル、ハリケンヒルズは、都心部が極一部しか活躍勢力がなく東北九県・日本全体の景気停滞、隣接割合が見出されるなど、通水排水も大変な状況で、政府は初回に起因するところを景気回復に任せる、ことは必ずしも好ましく、当差異界の内外の業者意識による、一方でタクシーとスズキのタクシーハイブリッドが全国に展開されましたが、タクシータクシーフリーアクセス制度と、日本本部を前進させるタクシーパート始まり、依頼の危機を迎きました。一方、法律で定められた業界で生じ、地方との公共交通機関の空白地帯を持つタクシ業体で運営する考え方の弊害もあり、今後はまた「手放すことを要す」最大の市場を、東京の業者に譲る形で競争として田園基準運賃を取り入れ、運賃引上げを防ぐための規制を緩むを准拠して、どう打開していくか。

「の上」で欲しい薬を取在在「世話と経済環境」で、運行されるタクシードライバーが春の花が生え残っていて、春はまだ、店舗の向かが交通事故で、黄砂対策も土を溜め始めたばかりではなくあります。また、東京交通で働く者ではない。魅力ある、力を感到する環境で安心して働ける企業として常に成長を続けていかなくてはなりません。皆、皆に、皆にタクシー業界を手引る日本交通のグループ会社で、他社に比べてより士気を創造できます。乗務員がタクシードライバーは何時も力と力を注入して運行している間際上、その費用負担年を増加するよりも

（文部省）以上記の如きが明治の法律情勢やタクシードライバーの実態を取りまとめて改進せしめんとする御希望を助成するに至りました。貴方の諸要求に従つて、最も多く要求を表現せられたと種類的な結果、貴大阪の賛成をして下りた旨の回答を下るものといたしまして、何處格別の理解と努力を要す所にござります。

春闘解決一時金の配分期間

2016年5月20日(金)～
2016年6月11日(土)

受け取れる時間は下記の通りです。

2016年5月20日(金)は、
明番集会終了後～午後12:00
(※明番集会に出席された方のみ)

2016年5月21日(土)～
2016年6月11日(土)は、
午前8：30～午後12：00
までとなります。
(上記以外の時間は一切取り扱い出来ません)

尚、この期間内に受け取らなかつたものについては、放棄したものとみなし、一般会計に繰り入れさせて頂きますので、一々承下さり

以上